- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発めの未定稿版で、一般<の公開用ではありません。◇ この議事速報(未定稿)は、審議の参考に供するた
- 発言のまま掲載しています。
 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発
- 受け取られることのないようお願いいたします。で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますの

〇津島委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

思います。
できました。まずはそのことに敬意を表したいとく理解されて、金融政策の軌道修正に御尽力されけですね。この間、異次元の金融緩和の弊害をよけですね。この間、異次元の金融緩和の弊害をよけですね。

に考えております。 この新しい金融政策に沿うものだったというふうが、私がネクスト金融大臣の立場で公表しましたは、昨年の二月、今日パネルを用意しておりますは、昨年の二みますと、この一年間の日銀の歩み振り返ってみますと、この一年間の日銀の歩み

また、この工程表の五番、ここには政府、日銀

の共同声明の見直しというふうにありますけれど の共同声明の見直しというふうにありますけれども、この下段で、賃金の上昇に向けて一体的に取り組むといった でしたが、今日お配りしている資料の三ページ目 でしたが、今日お配りしている資料の三ページ目 にありますとおり、三ページ目の下段のところで すけれども、この下段で、賃金の上昇を伴う形で という表現を加えました。それまでの物価一辺倒 という表現を加えました。それまでの物価一辺倒 という表現を加えました。それまでの物価一辺倒 という表現を加えました。それまでの物価一辺倒 という表現を加えました。

で買いします。 の通告しておりませんが、植田総裁に御見解を か。通告しておりませんが、植田総裁に御見解を すけれども、実際のところどうだったのでしょう も参考にしてくれたのかなというふうに思うんで こうしてみると、我々の新しい金融政策を日銀 廃というところまでいったわけであります。

を思いました。 と思いました。 ところがあるということかな と思いました。 ところがあるところがあるということかな と思いました。

までは、黒田日銀総裁は全く金融政策を変えようただいてよかったなと思うんですが、去年の今頃だと我々も思っていまして、そのとおりやっていでと我々も思っていまして、そのとおりやっていま。

わったということなんですが。とれがようやくともしていなかったわけです。それがようやく

ますが、それでいいですか。

いうものは達成されていないというふうに理解し
価安定の目標を持続的、安定的に実現することと
が目指していた、賃金の上昇を伴う形で二%の物
環境を継続するということでありますので、日銀
き続き、二%の物価安定目標の下で緩和的な金融
とだし、日銀の今回の金融政策の変更後も、引

○植田参考人 表現ぶりが難しいところでありますが、二%の物価安定目標の持続的、安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったをいたしましたので、物価安定目標を持続的、安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったというふうに表明しているころでありますが、二%の物価安定目標の持続的、安定的な実すが、二%の物価安定目標の持続的、安定的な実ところでございます。

○階委員 今おっしゃったこと、二ページ目に今○階委員 今おっしゃったこと、二ページ目に今

そこで、お尋ねします。

に言っているわけです。コントロールの撤回に踏み切るべきだというふうな上昇が見込める段階になれば、イールドカーブな上の新しい金融政策でも、実質賃金の安定的

お答えください。 するというふうに確信を持っているんでしょうか。 ナスがプラスに転換し、中小企業に賃上げが波及 及するかどうか、非常に微妙だと思っています。 れば、雇用の七割を占める中小企業の賃上げが波 の収益環境であるとか内部留保の薄さなども考え いところが圧倒的に多いので。そこで、 企業にも賃上げが波及するかどうか。これは正直 ナスが続いていますし、雇用の七割を占める中小 日 銀総裁におかれては、今後、実質賃金のマイ 春闘の結果は関係ないですね、 実質賃金 は二年近くマ 組合がな -小企業

り

層四わ

へのではですが、私どもの中心的ない。 ○値田参考人 一○○%の確信というふうに問わ 率で最終的に決められるというふうに見通してご 小企業の賃金についても、昨年を上回るプラス将来プラスの伸び率に転じていく。それから、 見 通しでは、マクロ、平均的な実質賃金は、 昨年を上回るプラスの 近い 中

した。 確 信は 持 つて 1 な いというお話

経営にとって非常に悪影響を及ぼしたので、 よ。これは、預貯金の利息収入や地域金融機関の まして、マイナス金利の解除はいいと思うんです 金利の解除ということをやる場合に、イールドカ はやるべきだったと思いますけれども、 我々も、 たのだろうかということを考えるわけです。 ブコントロールの撤廃、これが必ずしも必要だ というのは、 ここはは どのみち金融緩和の状況は続ける 慎重に判断すべきだと思って マイナス これ

> で、当時はYCCをもっと長い期間使えるようにで、当時はYCCをもっと長い期間使えるように 漸進的なやり方というのも考えられたのではない がと思うんですが、このタイミングで一気にイーかと思うんですが、このタイミングで一気にイーかとのが必要だったんでしょうか。これ、お答えいただけますか。 たんでしょうか。これ、お答えいただけますか。 たんでしょうか。これ、お答えいただけますか。 をがというのも考えられたのではない で、当時はYCCをもっと長い期間使えるように たいな言い方で、イールドカーブコントロールを ども、これをちょっとゼロ%程度に引き上げるみ 柔軟化して、今まではマイナス金利だったけ の柔軟化というこの項目の中で、短期金利をよ のところ、イールドカーブコントロール 我々がこの工程表でも言 \mathcal{O}

まで引き上げるという決定を一方でいたしました。 イナス○・一から、ゼロから○・一というところ その上で今回に至りまして、まず、短期金利をマ まず二回にわたって実行したところでございます。 という目的からではありますが、一層の柔軟化を だしてゼロでありまして、ただし、上限のめどは、やや奇異に聞こえるかもしれませんが、依長期金利の方を見てみますと、そこまでは、目

うところは修正せざるを得ないであろうと。 て、 るという中で、 価情勢全体からしますとかなりの改善を見せて 短期金利をプラスの水準に引き上げるに際しま いずれにせよ、長期金利の目標がゼロとい これまでのような長期債市場へ 経済

を一%というふうにするという枠組みになって

お

ました。

然としてゼロでありまして、

L

た次第でございます。 用いるということで対応しようというふうに考え 昇の際には買いオペ金額等を増やすという手段を でどおりとする、それから、大幅な長期金利の上 限に食い止めるために、買いオペの金額はこれ 介入は必 不連続な長期債市場の反応を最 いのでは かという判 ま 小

か。れども、それはできないということでいいんですれども、それはできないということでいいんですけいう選択肢もあったのではないかと思うんですけ ころもありますけれども、柔軟化という中でそれ 柔軟化という話の中でマイナス金利を解除すると をやってきたわけだから、 すよね。これはこれでちょっとどうかなというと を無理やり柔軟化で一%をめどにしてきたわけで ルドカーブコントロールでは○%のはずだったの 〇階委員

今答弁の中で、 短期金利についても、 長期金利、 本来 0 1

はないかという御質問かなと思いますけれども、図った上で短期金利を引き上げるべきだったので 問題もある中で、 が市場の市場機能をかなり引き下げてきたという 長期債市場につきましては、我々の様々なオペ等 〇植田参考人 長期金利について一段の柔軟化 第でございます。 という姿勢でいけないかなというふうに考えた次 とする、ただし、 して、市場によって金利を形成させることを基本 経済、物価情勢の改善に伴いま 何かあったら私どもが介入する を

み切ったわけですけ 今回、 日銀総裁、 イールド カーブコント 植田総裁になってから、 れども、 さっき御紹ントロールの

ずれの決定も展望レポートの発表時だったわけで を柔軟化する、都合三回やりましたけれ 金の上昇を加えるとか、長期金利のコントロール わけですね。さっき言ったような、 ルートの 表のときに動きが 物価目 ども、 あ ١,

はこのままいくということでいいですか。 \mathcal{O} لح ルの撤廃までいったのは早過ぎたんじゃないかな ちょっとここは、少しイールドカーブコントロー らまた下方修正になるかもしれないという中で、 とかも変わってくるかもしれない。ひょっとした た別な、経済状況も変わってきて、 展望レポートがどうであれ、この撤廃というの 今回は三月。ひ いうふうに思うんですけれども、ここは、 よっとすると、 四月になるとま 物価の見 四月 通し

この前の決定会合直前までに得られていたという のかという御質問だと思いますけれども、特に、の植田参考人 四月でなくてどうして三月だった 決定したということでございます。 ふうに判断いたしまして、四月ではなくて三月に 三月と四月の間で得られる情報のかなりの部分は G そ 賃金の春季労使交渉の第一回の結果を見まして、 DPの改定値と、これらを総合的に見ますと、 れ、あるいは物価動向、 さらに三月に出ました

ので次に行きますけれども、今回、二ページ目の .関するオーバーシュート型コミットメントにつ 注一にあるとおり、 分かりました。強い決意を感じました 要件を充足したものと判断する。 「マネタリーベースの残高

> だったと思うわけですよ。 ネタリーベースの拡大方針を終了するための条件 で、三ページ目を御覧になってください。これ :費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比上昇率、 三ページ目を御覧になってください。これは、 実績値が安定的に二%を超えるというのが、マ (件というのは何だったのかなと いうこと

 \mathcal{O} 消

を見ますと、二二年の春、四月に二%を超えまし**〇植田参考人** このコアCPIの前年比の実績値ろしいんでしょうか。の実績値、安定的に二%を超えたということでよアCPIともいいますけれども、このコアCPI 実績値、安定的に二%を超えたということでよ さて、この除く生鮮食品の消費者物 価 指 数、 コ Ι

ュート型コミットメントについては、要件を充足しております。これを踏まえまして、オーバーシ て、その後、二十二か月ですか、二%以上で推移 四月に二%を超えまし 値

に思っています。裁になってかなり考え方が変わったなというふう教になってかなり考え方が変わったなというあうかったというのがありましたので、やはり植田総 えて二年ぐらいたってもなかなか変えようとしな 〇階委員 ここも、黒田総裁のときは、二%を超 したものと判断いたしました。

表現なんですが、さっき確認したとおり、目標は決定文にありました。この役割を果たしたというからにス金利政策、これは役割を果たしたというふうに的・質的金融緩和という枠組み、あるいはマイナを分かりやすく日本語で直すと長短金利操作付量 なかった、これが素直な評価ではないですか。お終える以上、役割は果たしたのではなくて果たさまだ達成されていないわけですよね。その段階で このいわゆる異次元金融緩和、 異次元 金融緩 量和

てまいったところでございます。 を実行してきましたし、そういうふうにも説 せるところまで続けるというふうに理解して政 いうことではなくて、その実現が高い確率で見 の目標が持続的、 も変ですけ れども、この約束は、 私どもの 安定的に実現するまで続けると ではと申し上 杨価安定 げる 策 通

うに考えたところでございます。 役割は、そこまで可能性、経済、物価情勢を改善 させてきたというところで十分果たしたというふ の可能性が高まってきたので長短金利操作付量的 せる、あるいは見通せるくらいにまで目標の実現 質的金融緩和の枠組みを見直したということで その上で、最初に申し上げましたように、 見 通

だけますか。 ものは選択肢となり得るのかどうか、 和の枠組み、あるいはマイナス金利政策といった 将来の金融政策として、これまでの異次元金融 〇階委員

では、役割を果たして終わ お答えい った以 Ę た 緩

〇階委員 ざるを得ないんですけれども、将来、 たけれども、 利用の可能性を排除しない考えでございます。 れまで使ってきた手段を含めて、あらゆる手段 情勢が大きく悪化した場合に、必要があれば、 〇植田参考人 あらゆる手段を排除しないと言いまし iz どういう局面になれば、また異次元 戻るんでしょうか、 これは 一般論に今の時点ではなら お答えいただけ 経済、物 価

考人 あくまでも現時点では抽象的 なこ

を得ないかと思います。 非常に悪化するという場合という答えにならざる としか申し上げられませんが、 価 情

が、これは日銀に作ってもらった資料ですが、バ 緩和を行うというような話をされていまし 会合後の記者会見で、総裁が、今後は普通の金融 もあるわけですけれども、この間の金融政策決定 〇階委員 そういうような、 四ページ目を御覧になっていただきたいんです また元に戻る危険

ものを時系列で整理しているものです。 金融政策がどのように移り変わってきたかという

ブル崩壊による金融危機の後、いわゆる非伝統的

ださい。 できるというふうにお考えでしょうか、 ではないような気がするんですけれども、 ふうに言われるものですけれども、総裁の言って色の濃い部分、これが非伝統的金融政策という まだ達成されていない日銀の物価安定目標は達成 のでしょうか。また、それをすることによって、 は、普通の金融緩和とは具体的にいかなる内容な いる普通の金融緩和というのは非伝統的金融政策 お答えく それで

策というふうに呼んだところでございます。 ですが、大まかには短期金利を政策の手段として ゼロから〇・一%というところに引き上げたわけ はマイナス圏で推移と書いてありますが、 金利の誘導目標というところ。これを、この表で **〇植田参考人** この四ページの表で申し上げます 策を運営していくというのが現在のスタンスで 黒く塗られていない白いところですが、 して、これを私は記者会見で普通の金融政 現在は 短期

> 理 ているからでございます。 由 諸外国もほぼ同じような金融政策運

次元の金融緩和に後戻りするようなこともあり得いうのであれば、さっきおっしゃったような、異可能性が高いというふうに考えております。可能性が高いというふうに考えておりますので、若干のであるという短期金利の水準が、十分低い緩和的な水準という短期金利の水準が、十分低い緩和的な水準 ところでございますが、現在のゼロから○・一% 方によって目標の実現は達成できるのかという それから、御質問の後段にありました、その

ŋ

ます。 るなんていうことは言わない方が私はいいと思い

も、国債とかETFを大量に保有していることをの遺産、これは、さっきも出ておりましたけれど見のときにおっしゃっていました。異次元の緩和の遺産は残り続けるということを記者会元の緩和の遺産は残り続けるということを記者会

影響を及ぼすという緩和効果、ストック効果と呼の値田参考人 私ども、御指摘のように、大量の国債を残高として保有しております。様々な分析国債を残高として保有しております。様々な分析国債を残高として保有しております。様々な分析のおということをお答えいただけますか。 な分析で指摘されているところであります。 だりしますが、これが作用するというふうに このことを私どもは前提とした上で、 それ を考 様

> もあると思うんですが、その点についてはいかがトック効果のほかにも、負の遺産とも言える部分 **〇階委員** 異次元の緩和の遺産には、今言ったス でしょうか。 融環境を実現していきたいと思っております。 に応じて適切な金融政策を実現していきたい、 の操作を主たる政策手段として、 に入れた上で、 先ほど申し上げました短期金利 金

析もございます。 ○値田参考人 例えば、国債を大量に保有してい ある程度マイナスの影響を及ぼしているという分

れどこかで残高を減らす方向に資するように、国解消することは難しいと思いますけれども、いずこれは直ちには、残高の影響でございますから えたいと思っております。債の買入れを徐々に減額していくということも考

の階委員 今後、もし、金融政策を緩和のところ ですか。そこも考えていただくと、やはり、日 ういう負の遺産の効果、悪影響もあるんじゃな ってしまって、日銀に多額の赤字が発生する、こ しているとすると、当座預金の利率と逆ざやにな いきますよね。そのときに超低金利の国債を保有 したわけですよ。 の国債みたいなものを異次元の金融緩和がもたら の金融政策に大きな足かせとなってしまった多額 銀 1

1、結局、普通の金融政策に戻すのが妥当だといさっき言ったように、目標を達成できないうち 判断されたわけですよ。 となると、結局、

失敗ではなかったのかということについ いうふうに総括できると思うんですけれども、 和というのは失敗ではな てどう考 かったか

あればこんなに長くは続かなかったと思いますし、〇階委員 この異次元の金融緩和は、植田総裁でかなというふうに思っております。 を支え、過去十年間、雇用、企業収益等の改善を を長い期間つくり出しまして、それによって経済 いうのは難しいかと思いますけれども、 あったと思いますので、ネットでどうだったかと 〇植田参考人 様 イールドカーブ全般にわたって、低い金利の環境 々なプラスとマイナスの 効果が 金 利

り

この負の遺産もなかったと思うんですね。 十一月ですか、この委員会で、日銀の物価見通植田総裁であれば、私が思っているのは、昨年

年ほどたった辺りの金融政策決定会合の議事録な のれ 誤りがあったということを認められました。 んですね。 です。黒田総裁が異次元の金融緩和を始めて半 それの関連で、お配りしている五ページ目、こ は、今から約十年前ですか、最近公表されたも 誤りがあったかということについて、正直に、

る左側 客観的な分析を示すことのバランスの難 当時の白井審議委員 込んだ見通しと政策効果を示すこと、 んで感じた印象を申し上げると、政策意図を織 実は、 前者に傾き過ぎていると受け の発言、 今回 特に下線を [の展望レポートを 可能 流しさを 引 な限 7

の展望レポ

なかなか、

知る由 見通し:

きい場合、止められる 上につながる面もあると思うといったような分析と受け止められると、安心感と信頼とみなされてしまうおそれがある、一方、 もたらし、 1につながる面もあると思うといったようなくだら分析と受け止められると、安心感と信頼性の向いみなされてしまうおそれがある、一方、客観的0たらし、展望レポートが単なるスタンスの表明 があります。 れると、それが外部の見 本銀行の分析に対する信頼 の低下を が

普通に読むと下振れのリスクの方が大きいと読めているのに、上下のリスクを書いている、流れを て一つ一つ誠実に答えていく方がよいと思うということであれば、世の中のいろいろな疑問に対し いろな材料から見て明らかに下振れの方向を指 うような意見を述べられていました。 いと言い、それでも二%の達成の道筋があるといると思うので、そうであれば下振れリスクが大き また、右側の方の下線部分ですけ だち、 流れを ۲, じる

であったかは、の植田参考人 スの表明に陥っていたりでまさい、り込んだ見通しと政策効果を示す、単なるスタンり込んだ見通しと政策効果を示す、単なるスタン ども、客観的な分析というよりは、政策意図を織に働きかけるということなのかもしれませんけれされるような形で、その後の物価見通しは、期待 が、この点について総裁の見解をお願いします。スの表明に陥っていたのではないかと思うんです ているんじゃないかということを、この時点で既たけれども、展望レポートは願望レポートになっ に白井さんがおっしゃっていたと思うんですね。 この意見を尊重せずに、白井さんの意見は却下 まさに、私もこの委員会で度々指摘してきまし の白井委員がどういう御

> ども、是非その点は徹底していただきたいと思 に向かいつつあるというふうに思っていますけ 〇階委員 おりますし、今後もそういうつもりでございます。 去も見通しが作成されてきたというふうに信じて スを示したりしてございます。こういう姿勢で過 で更に客観的に、上下のリスクについてもバラン に盛り込むという姿勢で作成してございます。 提としまして、その上で、先行きについては、 これで中心見通しが出てまいりますし、その上 ケットの織り込み、政策についての織り込みを のときまでに決定した金融政策をまず 物価の見通しについても、正しい方向 物価見通しをできる限り客観的 いれ 7

ほど竹内先生の質問でも出ていまし それと、日銀総裁に、 最後、 E T F のこと、 先

あるわけですよね。この多額の財産、これは、それていたり、あるいは、分配金も毎年一兆円以上対して含み益も三十兆以上あるというふうに言わ るわけですよ。 TFの利益が日 収入が大幅に減っていた、その犠牲の下でこの 金融緩和によって国民に本来入ってくるべき利息 もそも、この異次元の金融緩和あるいはその ETFは、今、 銀に蓄えられてきたという面も 莫大な含み益、簿価三十七 兆に 前 Е \mathcal{O}

かは 。 ない ませんけれども、 その具体的なやり方につ かと思うんですが、 還元するということは考えてもいいので 方向性とし この点い 1 て、 ては今日はお これだけの利益 かがでしょう ねし

いわけでございます。

ぐに行うことは考えてございません。処分をする っております。 ある程度時間をかけて検討したいというふうに思 のか、処分をする場合にどういうふうに扱うのか、 処分については、先ほども申し上げましたが、す 現在保有しておりますETF等

ことについてはいかがですか。 する答弁と同じです。大きな方向性を聞いていま **〇階委員** それは、先ほどの竹内先生の質問に対 国民への還元を考えるべきではないかという

〇植田参考人 あえて申し上げますが、数十兆 、残高のETFを所有しております。これから毎**ノ植田参考人** あえて申し上げますが、数十兆円 一兆円強の配当が上がってきております。

を政府に納付金でお返しするということを続けて とそれを日本銀行は持ち続けて、その毎年の配当 ということでございます。したがいまして、ずっ 配当ですが、割引現在価値がその数十兆円になる を持っているということは、将来の配当の、予想考えてみますと、例えば、数十兆円の評価の株 国庫に返っていくという仕組みになっております。 ざいます。ですので、私どもが持っている株から まっているというわけではなくて、そういう形で 上がる何かプラスのようなものが日本銀行にとど ,ろ動きますが、基本的には国庫に納付されてごこれは、ほかの日本銀行の収益との相対でいろ れば、その現在価値は、 やはりその数十兆円に

りますけれども、将来まで見れば、 ですから、いつそれを実現するかという問題は お返ししていくという姿になっていることは 国民に少し

いかということを我々は考えております。還元する方法を考えなくてはいけない時期ではないうことではなくて、もっとダイレクトに国民にいんだ、あるいは国庫に納付するからいいんだと的に分配金の形でどんどん還元されていくからい いう言葉もあるので、今そういうことを多分おっ〇階委員 配当金は企業価値のなし崩し的実現と間違いないかと思います。 今これだけ国民の生活が厳しいという中で、将来しゃったんだと思いますけれども、肝腎なことは、

というふうに思っています。是非この点について源に充てるということも考えていいんじゃないかをするよりも、この分配金をそうした少子化の財に支援金で新たな国民の負担を求めるようなこと ども、そういったことは全く荒唐無稽で検討にも あれば協力をお願いしたいと思っておりますけれは、日銀にもこの先、協力を求めるようなことが 値しないというような御趣旨なんでしょうか。 例えば少子化対策の財源が足りない、そのとき お

べきかは考えていきたいと思っております。いと思います。その上で、時間をかけて、どうすいと思います。その上で、時間をかけて、どうす答えいただけますか。 0 日銀総裁、ありがとうございまし た。

〇津島委員長 ここでお引取りいただいて結構です。 では、植田総裁、 どうぞ御退 室く

臣に伺います。)階委員 それでは、 残された時間、 木財務大

0

予算委員会の方でも、 政策活動費の問 題

> ないかというふうな印象を持ちました。 るのに、全く調査もしないで放置しているので みたいなことをおっしゃっていて、課税対象にな 理のお話を聞いていると、調査をするまでもない るという答弁があったわけです。一方で、岸田総 ものがあれば、これは雑所得として課税対象にな てくるお金ですから、一年間で使い切れなかった 会で、政策活動費というのは政党から個 人に入っ

られましたよ。 とが許されるんですかと、本当に涙ながらに らちゃんと税金取るべきだということを言われる はないのに、何で政治家はこんないいかげんなこ 分たちは一円たりとも税金をまけてもらえること 配の女性の方が駆け出してきて、涙ながらに、自 食べた後、お店を出ようとしたら、厨房にいた年 があるお店で、大衆食堂でしたけれども、 んです。本当の話なんですけれども、日曜日、 な人から言われますよ、課税対象になるんだった でも、これは、私も地元盛岡に帰るといろいろ 、お昼を 訴え 私

ですね。この点について、 やはり税務当局としては、税務行政の信頼確保と ことは難しいと言ったのかもしれませんけれども、 うべきだし、それに向けて努力すべきだと思うん のについてはしっかり課税をするということを言 いう意味で、この政策活動費、 裁の立場として自民党の議員さんたちに調査する ですから、 私は、 岸田総理は、恐らく自民党総 どのようにお考えにな 課税対象になるも

〇鈴木国務大臣 政策活動費だけに対する税務当

所得が発生した場合には申告していただくこととまずは政治家自身において収入や経費を計算し、る政治資金につきましては、申告納税制度の下、る政治資金につきましては、申告納税制度の下、しれませんけれども、事実、ファクトを申し上げしれませんけれども、事実、ファクトを申し上げしれませんけれども、事実、ファクトを申し上げしれませんけれども、事実、ファクトを申し上げるの努力になるわけでありますが、今やっている局の努力になるわけでありますが、今やっている

なります。

告を促しているところでございます。 告を促しているところでございます。 告を促しているところでございます。 告を促しているところでございます。 他方で、政治家個人の課税関係は、歳費始め複雑であることから、例年一月に、各国会比較的複雑であることから、例年一月に、各国会比較的複雑であることから、例年一月に、各国会比較的複雑であることから、例年一月に、各国会比較的複雑であることがら、例年一月に、各国会比較の課税関係は、歳費始め複がますと、政治家個人の課税関係について申し上

まっているということであります。
現在やっていることは、そういうところにとど

理に江田先生はおっしゃっていましたよ。 ことを指示するべきではないかということを、総けれども、ちゃんと税務相談に行くようにというにいる江田先生がおっしゃっていたことなんですの階委員 これは三月二日の予算委員会で私の隣

抱えている全ての議員に相談に行っていただけるるだけじゃなくて、相談窓口を設けて、今問題を税務当局として税務相談窓口を設けて、紙一枚配な事務手続だというようなことでした。これは、今、鈴木財務大臣のお話を聞いていても、複雑

〇鈴木国務大臣 先ほど申し上げたのは、事故はしていただけないでしょうか。 ようにすべきではないですか。それぐらいの奴ようにすべきではないですか。

す。の鈴木国務大臣 先ほど申し上げたところでございま続が複雑ということではなくて、課税関係が複雑

その上で、申告納税制度ということでございます。 その上で、申告納税制度ということでございますので、このは本人が知っていることでございますので、このは本人が知っていることでございますので、このは本人が知っていることでございますので、この場合は、先生の御指摘は政治活動費の収入それから経費を計算をして、所得が発生した収入それから経費を計算をして、所得が発生した収入その上で、申告納税制度ということで、自分のその上で、申告納税制度ということで、自分の

く、これが当然のことであると思います。ても、このことについてはきちっとやっていただいわけでございまして、政治家の立場の方であっの方であろうと全く差別なくされなければいけなこれは、いわば政治家であろうと一般の納税者

取ったのかどうかというのが判然としないところ 〇階委員 政策活動費と、もう一つ問題になっているのは、派閥からの還付金、キックバックに対する課税ですね。これは、政策活動費よりももっする課税ですね。これは、政策活動費と、もう一つ問題になっているの上で、複雑な状況がありますので、リーフ

ここで、先日、私、BSフジのプライムニュー

あるわけです。

いなんていうことを言っていたわけですよ。ているのだから、これは所得税法の問題は生じな検特捜部の捜査で政治団体に帰属すると認定されいて、こんなことを言っていたんですね。東京地京地検特捜部の高井さんという弁護士さんが出てスという番組があるんですけれども、ここに元東スという番組があるんですけれども、ここに元東

○星屋政府参考人 お答え申し上げます。○星屋政府参考人 お答え申し上げます。おざるを得ないんでしょうか、お答えください。 提で政治家側に渡された裏金について、検察が政提で政治家側に渡された裏金について、検察が政提で政治家側に渡された裏金について、検察が政力がるを得ないんでしょうか、お答え申し上げます。

合的に精査することとなります。 管理、使用されていたのかなど、様々な状況を総 がかんにより課税関係が異なりますが、帰属を判 があんにより課税関係が異なりますが、帰属を判 断するに当たりましては、収支報告書の記載状況 断するに当たりましては、収支報告書の記載状況 断するに当たりましては、収支報告書の記載状況 がよい、一般論として申し上 控えさせていただきますが、一般論として申し上

うこととしております。個々の実態に応じ、法令等に基づき適正に取り扱税関係につきましては、国税当局におきまして、いずれにいたしましても、政治資金を含め、課

後に続いて、仮に、政治団体にキックバックされも、先ほどの高井弁護士のテレビでの発言、そのそこで、法務省にも来てもらっていますけれどまるわけではないというふうに理解しました。すけれども、必ずしも検察の判断だけで全てが決すけれども、必ずしも検察の判断だけで全てが決

а

а

立場にはないということを御理解いただきたいとの行動については、法務当局としてコメントする

思います。

〇津島委員長 これにて階君の質疑は終了

たもの りますけれども、個々の事案における関係者の方 いて適切に事件処理をしているものと承知してお 検察当局は、個々の事案ごとに、法と証拠に基づ **〇吉田政府参考人** 一般論として申し上げますと 検察にけんかを売ったことになるんですか。 私はあっていいと思うんですが、こういうことは 分で判断して雑所得として申告するということも は政治団体の収入と認定したけれども、 もし政治家が、やはりよく考えたら、これは検察 れども、けんかを売ったことになるんですかね。 っていますけれども、これは法務省に聞きますけ んかを売るのかということになるということを言 申告しますなどということをやったら、 はこれは個人的に全部雑所得として やはり自

〇階委員 いいですか。最後に確認させてください。 り得るということを今おっしゃったということで 政治家個々人が検察と違う判断、これは当然起こ 国税当局が検察と違う判断、 あるい は

ことはまかり間違っても言うことはないというふ 場で御判断されるべきものと承知しておりまして、 〇階委員 では、けんかを売っているなんという する立場にはないというふうに考えております。 法務当局としてはそれらの行動についてコメント 方々がどのような行動を取るかは、それぞれの立 〇吉田政府参考人 個々の事案において関係者の ありがとうございました。 質問を終わります。

- 8 -